

令和8年4月1日

最低制限価格・低入札調査基準価格の改正について

桐生市総務部契約検査課
桐生市水道局総務課

令和8年度の入札から、建設工事における最低制限価格・低入札調査基準価格を下記のとおり改正します。

(1) 改正理由

最低制限価格・調査基準価格につきましては、計算式の合計を現在1円単位まで計算して設定しており、落札金額が微細な端数で決まることがあるため改正をおこなうこととしました。改正後は予定価格の設定と同様に千円以下を切り捨て、1万円単位（万止め）といたします。なお、計算式の変更はありません。

(2) 算出方法

令和7年度まで

次の額の合計額。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とし、合計額に1円未満の端数がある場合、端数は切り捨てる。

- ・直接工事費 × 9.7/10
- ・共通仮設費 × 9/10
- ・現場管理費 × 9/10
- ・一般管理費 × 6.8/10

令和8年度から

次の額の合計額。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とする。いずれの場合も1万円未満は切り捨てる。

- ・直接工事費 × 9.7/10
- ・共通仮設費 × 9/10
- ・現場管理費 × 9/10
- ・一般管理費 × 6.8/10

※例えば、上記計算の合計額が12,345,678円であった場合、12,340,000円となります。

(3) 改正時期

令和8年4月1日以降改正となります。